

5 消安第 228 号  
令和 5 年 4 月 14 日

各植物防疫所長 殿  
各登録検査機関の長 殿

消費・安全局 植物防疫課長

### 蔵置場所が狭い場合の中古農業機械の目視検査について

令和 5 年 4 月 1 日以降、「輸出検査実施要領」（令和 5 年 2 月 20 付け消費・安全局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する中古農業機械の目視検査は、原則として、申請者が、輸出する中古農業機械を全て洗浄し、一か所の蔵置所に設置した状態で受検する必要があります。

一方で、蔵置所に十分なスペースがなく、洗浄した中古農業機械を一度に設置できない場合については、申請者に複数回に分けた申請を依頼するか、下記とおり検査を実施するようお願いします。

また、当該取扱いは、実施要領に基づき実施する情報通信機器によるリアルタイムの映像送信及び双方向の通話が可能な情報通信手段による検査（リモート検査）にも適用されます。

### 記

- (1) 植物防疫官又は登録検査機関は、検査申請時にインボイス等の関係書類により、輸出植物検疫規程（昭和 25 年 8 月 4 日農林省告示第 231 号）第 4 条に基づく数量について、土壌等の付着がないことを検査する中古農業機械の品番を指定し、申請者に通知するものとする。
- (2) 植物防疫官又は登録検査機関は、申請者に対し、指定した中古農業機械については、土壌等の付着を検査できる状態で蔵置場所に設置し、残りの中古農業機械については、分解して同蔵置場所に積み上げる、コンテナに搬入する等を指示するものとする。
- (3) 植物防疫官又は登録検査機関は、指定した中古農業機械に土壌等の付着がないことを検査するとともに、積み上げられた又はコンテナに搬入された中古農業機械等について、外観により荷姿等を確認するものとする。

- (4) 植物防疫官又は登録検査機関は、積み上げられた又はコンテナに搬入された中古農業機械等の確認時に土壌等の付着が疑われた場合は、当該中古農業機械等の綿密な検査を実施することとする。
  
- (5) なお、植物防疫官又は登録検査機関は、(3)の確認の際、積み上げられた又はコンテナに搬入された中古農業機械等に十分な洗浄が行われたと判断できない場合は、申請者に対し、荷口全体を検査できる状態にするよう指示し、荷口全体に対して土壌等の付着がないことを検査することとする。